

# 広橋兼綱『年号勘者例』とその紙背文書

法勝寺恵鎮の法流相統をめぐる紛争

*Nengo-Kanja-Rei (年号勘者例) Written by Hirohashi Kanetama (広橋兼綱) and the Documents Written on the Reverse Side:  
On the Dispute about the Succession of the Leadership of Hoshoji-temple (法勝寺) after the Death of the Chief Priest Echū (恵鎮) in 1356*  
FUKUSHIMA Kaneharu

福島金治

はじめに

広橋兼綱『年号勘者例』は、国立歴史民俗博物館所蔵「広橋家旧蔵記録文書典籍類」中の史料である（広橋二〇八）。兼綱は藤原北家勘解由小路流の一人で、兼光以下、頼資・経光・兼仲・光業・兼綱とつづき、その子の代に「広橋」を家名とした<sup>(2)</sup>。当初は治部少輔等の下級官職について蔵人・弁官を経て中納言にいたるランクの家だったが、室町期の兼綱は光厳・後光厳期に伝奏、議定衆・評定衆となり、後光厳天皇の公事に参加する頻度の高い人物で、猶子とした石清水八幡宮の善法寺通清の娘仲子が後光厳との間に後円融天皇、姉妹良子は足利義詮との間に義満らを産んだこと<sup>(4)</sup>などもあり、従一位准大臣に上り、永徳元年（一二三二）に六七才で没した<sup>(5)</sup>。

本書は年号の改元に関するマニュアルであるが、家として勘申者の実績をみると、頼資が安貞・寛喜・貞永・文暦、経光が建長・正嘉、兼仲が永仁・正安の改元での勘申者にみえたのだが、以後、一四世紀初頭か

ら中期までの光業にその例はなく、後継の兼綱は延文・康安・永和・応安、その子仲光は康暦以降の改元の勘申者にみえていく<sup>(6)</sup>。光業の官暦は先代兼仲とさほどの差はなく、兼綱の延文改元での勘申者としての登場は家としては五〇年ぶりだった。このような事情を反映してか、兼綱は改元に関する多くの記録類を収集・類纂し、『中右記』からの抄出『改元部類記 嘉保く天承』（広橋一五八）、『槐林記』『山槐記』『山丞記』からの抄出『改元部類記 元暦・文治・建久』（広橋一五九）等の改元部類記がある。また、勘申者などを簡略に知るためのマニュアルも多岐にわたる。また、勘申者の人数を編纂した『年号勘者人数例』（広橋二〇七）などがある。

今回、『年号勘者例』とその紙背文書の翻刻・紹介を行おうとしたのは、同書が改元部類記等の収集などを通して兼綱が兼光・頼資・経光の三代をどのようにみていたかをうかがい知る素材とみられる点と、その紙背文書が南北朝期の法勝寺恵鎮の遺跡継承に関わる相論の具書案だったからである<sup>(8)</sup>。以下、史料を紹介し検討しておきたい。

## 一 『年号勘者例』の翻刻とその内容

『年号勘者例』は、鎌倉期の元暦から建長にいたる改元の勘申者、年号案とその典拠の書名を列記したものである。卷子装で冒頭部の「元暦度」の袖部分には破損がみられるものの端裏書の痕跡はない。料紙は続紙で、法勝寺恵鎮没後の法流継承に関わる具書案を半切し上下を貼りついだもので、袖の下部部分のしみ汚れは濃く、相当期間、現状のまま保管されてきたとみられる。<sup>9</sup> こうした事情は、第一紙と第二紙の紙継ぎ目に朱書で「瑞度壺」と記し、以下、「瑞度」<sup>10</sup>の下に何紙目を示す番号が振られている点にうかがえる。

まず、『年号勘者例』の特徴を類似する『元秘別録』<sup>11</sup>と比較して述べておきたい。

①『年号勘者例』の冒頭は元暦度である。これ以前の記載があったかは確認できないが、紙背文書の利用状態からみると、「(一〇) 某注進状案の下部が欠落して文書が後欠の状態であることから、本来はタイトルなど、もしくはもう少し前の記事があったと推察される。一方、末尾の建長度以降は使用された紙背文書の裏面が白紙となっており、建長度の改元で終了していたとみてよい。

②『元秘別録』は年号案の多くに典拠の引文があり、『年号勘者例』の書名はこれとほぼ共通するが引文はない。ただし、寛喜度の在高の案「万喜」には「毛詩正義曰」、寛元度の為長の案「寛元」には「宋書曰」と、「曰」が残っている。これは参照した書物に引文があり、『年号勘者例』作成時に省略しなかったことを示すものだろう。

③『年号勘者例』は、元暦度を例にみると「式部大輔俊経」以下三名についてそれぞれ勘申した年号案を列記しているように、勘申者を主体に改元ごとの年号案を簡略に参照できるように編集したものとみられる。ただし、承元度では資実の名が欠け、安貞度では家光の順

序が『元秘別録』と異なり、寛喜度では在高の案に天正が欠落しているなど、完璧さを重視してはいなかったようだ。

④勘申者名の記載順は、菅原長成『元秘抄』は式部大輔・文章博士の序列と勘文を読み上げる順番を密接に連関させて記している。<sup>12</sup> 暦仁度の場合、『元秘抄』では大輔菅為長卿(従二位、大藏卿)・博士藤光兼・同経範・正三位刑部卿淳高・従三位長倫、『元秘別録』では文章博士経範・文章博士光兼・式部大輔為長・刑部卿淳高卿・従三位長倫卿とある。これに対し、『年号勘者例』は式部大輔為長卿・刑部卿淳高卿・従三位長倫卿・文章博士経範朝臣・同光兼朝臣の順である。読む順と官職などの関係について、広橋家伝来の『改元部類記』(師光朝臣記)の嘉禎四年(一二三五)十一月二三日条には師光が兼高に「どれから読むべきか、上は文章博士より」とあるが、勘文は為長・淳高・長倫・経範・光兼の順で掲載されている。<sup>13</sup> この順は兼綱筆の『年号勘者例』と一致している。広橋家伝来の『年号勘者例』と『改元部類記』(師光朝臣記)が一致するのに対し、菅原家伝来の『元秘抄』『元秘別録』は菅原為長・藤原経範を入れ替えるが他の三名の順は同じで、その違いは『元秘抄』が式部大輔を上位に、『元秘別録』は文章博士を上置きを格上として上位におき文章博士を後ろにしている。そのため、ほぼすべての勘申者に「卿」「朝臣」をつけて卿が前にくるように区別している。兼綱の『年号勘者例』は勘申者の順序や家の性格などよりも朝廷内での地位を基準においていた。

⑤人名は「兼一」(文治度)、「頼一」(嘉禄・安貞・寛喜・文暦・嘉禎度)、「経一」(宝治・建長度)と、兼光・頼資・経光の三代のみ名前の一字を消している。さらに彼らが勘申者となった年はいずれも冒頭においている。これにつづく勘申者は、『元秘別録』の順で右の父祖の後ろにつづく人物を勘解由小路流の人物の後にいれ、父祖の前に記

されていた人物はその後ろに置いた。このことから、『年号勘者例』の参照文献は『元秘別録』か、これと近い書物とみられる。ただし、宝治度は例外で、経光の前に線をひき式部大輔淳高をいれており、式部大輔を上に置く意識の表れであろう。

以上の点から、『年号勘者例』は勘申者を年代順に簡便に検索できる道具として作成したもので、勘解由小路家の兼光・頼資・経光三代を意識して編集されたといえる。

その作成意図はどのようなものだったのだろうか。兼綱の兼光以下三代に対する考え方は、兼綱筆の応安四年（一三七八）三月六日の勘解由小路兼綱讓状土代にみることができ（<sup>15</sup>）（広橋三七二）。本文書は、兼綱が家記・文書・書籍・屋地・所領等を嫡子仲光に譲渡するにあたり、末尾に「所領等事、為無不審、大概馳筆、難読解歟、追可清書者也」とあるように正文作成のための控えに作成したものといえる。讓状案の所領群については、金井静香が分析し、兼綱分の所領群の中心は兼綱が仕えた鷹司家からの伝領分、南北朝内乱期に給付された没官領からなっていた。<sup>16</sup>家記については、「且父祖二代御讓状等、同所副渡也、先年故祖通禪師・登々丸等同宿之時、記録等少々盗失、是生涯之恨也、三代御記并抄出御記（姉少路殿・後師・四辻殿等）、殊可秘藏」と申しおいている。松蘭齊らにより、右の三代は経光・兼仲・光業、姉小路殿・後師・四辻殿は兼光・資実・頼資とされている。<sup>17</sup>勘解由小路家での先祖認識をみると、経光の「経光卿改元記」の宝治三年（一二四九）三月一六日条に「父祖二代・帥入道御所為等、如例文安新撰出」とあり、父祖二代が兼光・頼資、帥入道は資実となり、経光は過去の改元記等を参照し「文安」の年号を選定した。ただし、経光段階での兼光・頼資の家記のありかたは、経光の『民経記』では頼資の部類記が引かれている点は確認できるが、父祖の記録の状態はよくわからない。

その後、兼綱代には兼光・頼資・資実分は抄出本、経光以降三代は家

記が揃っていた。兼綱の改元部類記をみると、ここで紹介する『年号勘者例』は紙背文書の「七」室町將軍家足利尊氏御判御教書案が延文元年（一三五六）四月だから、それ以降の作成と考えることができる。広橋家伝来の改元関連の記録類は「広橋家旧蔵記録文書典籍類」の「改元」の項目にみる一三九〜二四二までが該当し、兼綱筆の「改元部類記」は一五七〜一六八・一七〇・一七五までで承平から貞治にいたる記録で構成されている。その書写時期は、『改元部類記 承平〜嘉保』の奥書に以下のようにある（広橋一五七）。

康安二年無射四日、以右府御本終書写功了、本多僻字、必可校他本也、  
前黄門侍郎（花押）（花押）

本書の他、『改元部類記 嘉保〜天承』『改元部類記 正治〜元仁』も康安二年（一三六二）八月で同じく「右府」本を書写している（広橋一五八・一六一）。「右府」は右大臣鷹司冬通にあたる。<sup>18</sup>「尊卑分脈」によれば、経光は撰政家（近衛兼経）執事、兼仲は関白家（近衛家基）執事、光業は関白（近衛冬平・家平）執事、兼綱は元徳二年（一三三〇）に関白（鷹司冬教）執事（近衛家とその分流鷹司家の家司だった）。<sup>20</sup>兼綱が鷹司冬通本を書写しているのは右の事情によるだろう。ほとんどの改元部類記には紙背文書があり今後の検討が必要だが、<sup>21</sup>康安二年前後が部類記作成時期の一つの目安になるだろう。

一方、④の『年号勘者例』が建長度の経光の勘申で終了している点は、経光の『経光卿改元定記（寛元宝治建長）』を補完する意図があったものかもしれない（広橋一五八）。そこで、兼綱の経光への考え方をみておきたい。そのことは延文改元の際の兼綱が勘申した貞徳・文安の二案にみることもできる。<sup>22</sup>この時の勘申者と年号案は、勘解由小路兼綱（貞徳・文安）・藤原家倫（長万・嘉慶・正長）・東坊城長綱（正吉・文安・建安）・柳原忠光（延文・元宝）の四名六案だった。<sup>23</sup>

兼綱が右の二案を提出する前、以下のやりとりがあった。洞院公賢の

『園太暦』文和五年（一三五六）二月一七日条によると、兼綱は書状を送り新字に応昌・成安・徳成の三案、父祖勘進字として勘解由小路家がすでに勘申ししていた不採用の年号案から、頼資の貞正、経光の文安を提案した。これに対し、洞院公賢は新字の成安などについては問題はなからう、過去のものでは文安はよからうと返答し、さらに徳成は「徳」が上にあるから難があるのではないかと返答した。<sup>(24)</sup>

右の事情をうけて、兼綱は再検討した。その内容が『兼綱卿記』文和五年二月二五日条にみえ、「徳」が下につく別案を送って検討した。その内容は以下のようである。<sup>(25)</sup>

(a) 左少丞送云、今度年号字献上二字<sup>新字</sup>建徳、建徳ハ曾祖父<sup>経光</sup>民部卿度々載勘文云々、予答云、於新字者可然、建徳ハ戸部勘進以前、有元朝臣・淳高卿等、度々勘進了、然不可謂父祖勘進字歟、如何之由答了、重示送云、誠有其謂、然者可猶予云々、

兼綱は、藏人で左少弁〔左少丞〕の柳原忠光に元宝・建徳の二案を送った。忠光は文和五年二月一三日には一九日に改元定の伏議がある旨を伝え、三月二八日の改元定の伏議では勘文四通を渡す役を勤めており、兼綱は勘申前に確認を求めたのである。忠光は、新字はともかく建徳はすでに経光が勘文に進めた例が度々あると指摘し、兼綱は「新字者可然、建徳ハ戸部勘進以前、有元朝臣・淳高卿等、度々勘進了、然者不可謂父祖勘進字歟、如何之由答了」と答え、忠光は「誠有其謂、然者可猶予云々」と返答した。兼綱は、建徳は大江有元・菅原淳高が勘申しした先例があり父祖の勘申しした文字ではないとし、再び尋ねたところ、忠光の返答は根拠がありよいだろうというものだった。

右の内容をみた場合、建徳は『年号勘者例』では天福度に菅原資高の勘申案にみえる。また、経光の日記『民経記』天福元年（一二三三）四月一五日は天福改元の詳細な記事で、建徳は菅原資高が勘申ししたが「都以無沙汰」と歯牙にもかからない案だった。<sup>(27)</sup> 右の問答で、兼綱が経

光以前の例にあげた部分は、大江有元は天治改元で建徳を勘申ししているが、菅原淳高にはその例がない。<sup>(28)</sup> 勘文に載せない内々の記録があったかもしれないが、兼綱・忠光の年号案の間答には不確かな部分がある。

兼綱は貞徳・文安の年号勘文を提出することになるが、同日条には提出の故実を以下のように記している。

(b) 今日、年号勘文、付職事所加清書也、代々御所為、或中一日、或兩日之内被付之、就中、曾祖父初度被献<sup>宝治</sup>之時、二月廿八日、定廿五日被奏聞勘文、今度自然相応所自愛也、

兼綱は職事の忠光の指示をうけて勘文を清書した。そして、自身最初の勘申を経光が宝治元年（一二四七）の改元の際の二月二五日に年号勘文を提出、二八日に改元されたことにちなんで行った。家代々の案として提出した文安は、経光が建長を勘申し採用された際の別案で、引文は「晋書曰、尊文安漢社稷」と全く同文だった。<sup>(30)</sup> この事情は、兼綱の「貞徳、今度撰出字也、文安者曾祖建長度新令撰出給字也」の言と通じている。さらに、文安は祖父兼仲も永仁改元で提出し、他家も最近出すようになったとし、今回の文安の年号は「先祖所進字」を一つ、「新字」案に加えたのだと述べ、「其子細、代々見家記」と述べ家の伝統にちなむものと自負していた。兼綱にとつて経光は年号勘申の家の出発と意識されていた。<sup>(31)</sup> 結局、三月二九日の三条実継書状によれば、伏議の場で近衛道嗣・三条実音・勘解由小路兼綱が延文を支持し、久我通相・西園寺実俊は兼綱の文安をおして延文に決定した。<sup>(32)</sup> 兼綱は年号字の勘申者でもあり、それを決める伏議の一員でもあった。

兼綱は自身最初の年号案の勘申にあたり、経光の建長度の別案の文安を選び、そのときの作法に則って勘申しした。この点からも、『年号勘者例』は『経光卿改元定記<sup>寛元</sup>首尾<sup>治建長</sup>』を補充して作られたものと考えることができよう。また、その書写時期は延文改元以降の康安二年（一二三六）前後が一つの目安となると思われる。

以下、『年号勘者例』の本文を翻刻・紹介する。翻刻にあたって、朱書の部分は『・・』で示し、「下」は「部」とするなど基本的には常用漢字で表記した。

〔翻刻〕

(貼題簽1)

「改六〇」<sup>〔宋書〕</sup>

年号勘者例 自元曆至建長 兼綱公草 一卷

『綴合もとのま、』

11

(貼題簽2)

「年号勘者例」<sup>〔元曆至建長 広橋兼綱筆〕</sup>

元曆度

式部大輔俊経卿

弘保 恒久

大广<sup>〔卷〕</sup>

博士光範朝臣

元广<sup>〔曆〕</sup> 恒久

承宝

同業実朝臣

応曆 顕嘉

文治度

左大弁宰相兼一卿

文治 禎祥

式部大輔・

博士・

同・

建仁度

親経卿

大喜後漢書

正長貞観政要

光範卿

『瑞度壹』

恒久周易

仁治書義

顕嘉符瑞図

宗業朝臣

寛祐礼記

建仁文選

元久度

権中納言範光卿

建水文選

慶延後漢書

参議親経卿

大喜白虎通

元久毛詩正義

参議左大弁資実卿

建定史記

仁治新唐書

式部大輔光範卿

永受儀礼

喜元貞観政要

貞和長短経

博士宗業朝臣

寛恵呂氏春秋

延慶後漢書

治和淮南子

承元度

親経卿

建正史記

正徳普書

元初普書

光範卿

恒久周易

嘉福漢書

久承東觀漢記

『瑞度式』

式部大輔在高朝臣

治万尚書 正徳同正義

徳和左伝

博士宗業朝臣

永宝後漢書 仁保塩鉄論

康正維城典

同為長朝臣

徳元尚書 文承文選

暦久後漢書

建暦度

・・・資実卿

建暦命歴序 仁治

宗業朝臣

徳嘉 文定

仁保

為長朝臣

建暦後漢書 承久

貞永 文永(承) 徳久

公輔朝臣

徳永 天嘉

恒久

孝範朝臣

建文 嘉福

建暦宋書

『瑞度三』

貞応度

参議左大弁家宣卿

寛惠後漢書 長養礼記正義

式部大輔為長卿

貞广(徳)周易 元仁周易

延嘉孝経援神契 貞永周易注疏

和元唐書

博士淳高朝臣

嘉慶礼記正義 天保毛詩

正广(徳)周易 延广(徳)後漢書

元仁度

兵部卿在高卿

貞久周易 文始文選

式部大輔為長卿

元仁周易 延嘉孝経援神契

和元唐書

博士淳高朝臣

正广(徳)周易 応元同義唐会

仁治新唐書

同長倫朝臣

弘徳後漢書 治定文選

嘉禄度

兵部卿在高卿

治万尚書 久保梁書

嘉禄博物志

『瑞度四』

式部大輔為長卿

文承文選	恒久周易
参議左大弁頼 <small>一</small>	
貞正周易	仁治新唐書
博士淳高朝臣	
正 <small>廣</small> 周易	応久尚書
養万周易	
同長倫朝臣	
弘徳後漢書	慶延同
<small>廣</small> 曆宋書	
安貞度	
権中納言頼 <small>一</small> 卿	
建長後漢書	治建周礼
顯 <small>廣</small> 晋書	
従二位在高卿	
久保梁書	文曆文選
参議左大弁家光卿	
嘉観史記	元徳周易
式部大輔為長卿	
貞永周易	寛元宋書
博士資高朝臣	
安貞周易	長養 <small>毛詩正義</small>
和万尚書	
同周房朝臣	
政和毛詩	文永後漢書
祥 <small>廣</small> 天地瑞祥志	
〔瑞度五〕	
寛喜度	
	権中納言頼 <small>一</small> 卿
	正安晋書
	建長後漢書
	従二位在高卿
	嘉徳左伝
	万喜毛詩正義曰
	参議左大弁家光卿
	嘉観史記
	禎祥後漢書
	弘長貞観政要
	式部大輔為長卿
	貞永周易
	寛喜後魏書
	博士資高朝臣
	徳和左伝
	寛政同
	天休晋書
	同周房朝臣
	寛安毛詩正義
	養寛 <small>周易正義</small>
	文永後漢書
	貞永度
	権中納言頼 <small>一</small> 卿
	正嘉漢書
	寛恵後漢書
	正安晋書
	延嘉晋書
	仁治書義
	〔瑞度六〕
	権中納言家光卿
	成治史記
	仁治新唐書
	従二位在高卿
	治政尚書
	治万漢書
	式部大輔為長卿
	貞永 <small>周易注疏</small>
	和元唐書

博士資高朝臣	博士資高朝臣
康安漢書	德延文選
嘉元貞觀政要	
同信盛	大广史記 <sup>(8)</sup>
寛祐礼記	
久徳文選	
天福度	
式部大輔為長卿 <sup>為</sup>	
康曆唐書	文曆後漢書
正元毛詩注	天福尚書
延嘉瑞心図	
博士資高朝臣	
政治 <sup>周易注疏</sup>	慶延毛詩注疏
天順後漢書	建徳文選
嘉元貞觀政要	
『瑞度七』	
同信盛朝臣	
大广史記 <sup>(8)</sup>	福广文選 <sup>(8)</sup>
嘉惠管子	
文曆度	
前権中納言頼一卿	
仁广 <sup>(8)</sup> 北齊書	延嘉晋書
権中納言家光卿	
延文漢書	文广 <sup>(8)</sup> 唐書
弘長貞觀政要	
式部大輔為長卿	
恒久周易	文承文選
刑部卿淳高卿	
応元周易	大仁周易
文广 <sup>(8)</sup> 文選	
博士資高朝臣	
正徳尚書	康安漢書
嘉慶後魏書	嘉元貞觀政要
延嘉文選	
同経範朝臣	
天観尚書	曆仁隋書
仁保孟子	
嘉禎度	
前権中納言頼一卿	
嘉禎北齊書	延嘉晋書
同家光卿	
『瑞度八』	
仁治新唐書	延文漢書
弘長貞觀政要	
式部大輔為長卿 <sup>為</sup>	
徳元尚書	徳和同上
和元唐書	康曆同上
博士資高朝臣	
大承齊書	徳延文選
嘉元貞觀政要	
同経範朝臣	
广安 <sup>(8)</sup> 毛詩正義	延仁維城典
徳治後魏書	
曆仁度	



---

式部大甫 <sup>(種)</sup> 為長卿	延仁維城典	仁治書義
和元唐書	延 <sup>(種)</sup> 廣文選	
仁昭桓子新論		
刑部卿淳高卿	仁治度	式部大甫 <sup>(種)</sup> 為長卿
元寧東觀漢記	元康東觀漢記	仁治新唐書
廣仁晉書		
保祿易注疏	正三位長倫卿	
從三位長倫卿	祿長尚書	康安漢書
顯 <sup>(種)</sup> 廣後漢書	天隆後漢書	
仁寶晉中興書		
祥 <sup>(種)</sup> 廣王子年拾遺記	參議信盛卿	
博士經範朝臣	大 <sup>(種)</sup> 廣史記	康豐毛詩
延仁維城典	興文貞觀政要	
廣 <sup>(種)</sup> 文選	博士光兼朝臣	
同光兼朝臣	嘉 <sup>(種)</sup> 廣毛詩	康万東觀漢記
康承長短經	寧永尚書	
貞久周易		
延 <sup>(種)</sup> 應度	同經範朝臣	
式部大輔為長卿	宝治春秋繁露	■ <sup>(安)</sup> 寬 <sup>(春秋正義)</sup>
正元毛詩緯	仁治書義	
延元梁書	寬元度	
刑部卿淳高卿	式部大甫 <sup>(種)</sup> 為長卿	
『瑞度九』	正元毛詩緯	寬元宋書曰
天聰晉書		
仁治新唐書		
從三位長倫卿	『瑞度十』	
德延尚書	貞吉周易	
祿長尚書		
延 <sup>(種)</sup> 應後漢書	博士光兼朝臣	
博士光兼朝臣	祿長尚書	永康同上
康万東觀漢記	康承長短經	
長寿後漢書		
慶延同上	同經範朝臣	
同經範朝臣	正建晉書	元延晉書

---

嘉元脩文殿御覽  
宝治度

参議左大弁経一卿

元応唐書 正安晋書

式部大輔淳高卿

寛正史記 禄長後漢書

天聰晋書

博士経範朝臣

宝治春秋繁露 文仁春秋緯

嘉元脩文殿御覽

建長度

前権中納言経一卿

文安晋書 元广<sup>(16)</sup>唐書

建長後漢書

刑部卿淳高卿

元寧東觀漢記 応元周易

寛安毛詩注疏

〔瑞度十一〕

従三位経範卿

文仁淮南子 嘉广<sup>(18)</sup>唐書

嘉元脩文殿御覽

博士公良朝臣

大安漢書 長仁貞觀政要

延元梁書

同長成朝臣

長禄韓非子 正元毛詩緯

延嘉孝経援神契

〔瑞度十二〕

(空白)

〔瑞度十三終〕

## 二 『年号勘者例』紙背文書の紹介とその性格

『年号勘者例』の紙背文書は同一筆跡で、一〇通の文書に復原できる。書写料紙に転用するにあたっては、続紙に書かれた一〇通分の文書をそのまま半切し、上部を前半、後部を後半に貼り継いでいる。翻刻にあたっては、「(一) 惠鎮置文案(上13・12、下6・5)」のように、上から文書ナンバー、文書名、紙背文書の紙の並び順を示し、文書の切断・改行部分には「」を付して示した。また、字体は通用の字体を使用した。

紙背文書は、内容から法勝寺長老惠鎮没後の法流継承に関わる相論に際し提出された具書案とみられる。惠鎮は延文元年(一三五六)三月一日に没し、その後継をめぐって、弟子である法勝寺の昌景惟賢と元応寺の円昭惠澄の間で相論が発生した。その背景には、惠鎮は比叡山に入り興円(伝信和尚)の講義を聴聞して弟子となり遁世し、興円没後の文保元年(一三一七)に後伏見上皇の帰依を受けて北白川に元応寺のもととなる院を開き、戒を授けた後醍醐天皇から法勝寺・元応寺の住持職を安堵された点<sup>(34)</sup>があった。

この相論での両者提出の文書は、「法流相承両門訴陳記」収録の延文四年正月二六日付記録所注進状に文書目録がみえる。<sup>(35)</sup>この記録所注進状は、森茂暁が後光厳天皇親政下での初見とし、円昭を勝訴とした次の後光厳天皇諭旨が発給されたことを指摘している。<sup>(36)</sup>

諭旨案<sup>(私二被礼法理非、被成安、塔諭旨、最結句御成敗也)</sup>

先師惠鎮和上遺跡法流細編以下事、記録所勘奏、早全相承可致弘通之旨、天气如此、仍執達如件、

延文四年二月五日  
 円昭上人御房<sup>(37)</sup>

(柳原忠光)  
 右中弁藤判

端書からこの繪旨は最終的な安堵と認識されたもので、恵鎮からの法流相承について記録所の勘奏をうけて円昭の正統性を認めたものだった。一方、『年号勘者例』紙背文書はこの紛争で法廷に提出された具書案である。以下、記録所注進状にみえる両者提出の文書を記しておこう。紙背文書と一致する分は、該当文書の部分に傍注で番号を示した。

昌景惟賢

「昌景上人者、捧嘉曆三年正月廿日繪旨、六月十七日関東相模守状、貞和四年九月日恵鎮上人置文、八月十九日<sup>貞和</sup>、同年十一月日同両通状、九月十七日<sup>元觀</sup>印可状、延文元年繪旨、同年武家一行、并法勝寺常住物以下注文」

円昭恵澄

「円昭上人者、備元応二年八月廿六日恵鎮上人委附于道光上人之状、曆応二十一年十七日印可状、貞和三年二月廿九日恵鎮上人附属状、同日附法状、<sup>貞和</sup>貞和四月十七日同書状、延文元四月一日惟賢<sup>昌景上人</sup>秘要抄借用状、文和二年五月三日恵鎮上人記録、同三四兩年恵鎮上人遣于紹観乗爾大徳之状、元徳二年南岳大師三衣預状、同請取、元亨官符宣、元弘繪旨、曆応院宣等」

まず、円昭恵澄備進の文書に合致するものが多い。さらに「法流相承両門訴陳記」収録の延文元年一〇月日の元応寺衆僧陳状案によると、法勝寺の昌景惟賢が恵鎮法流の正統性を主張してその根拠となる本尊・聖教などの還付を元応寺の円昭恵澄側に求めたのが発端で、恵澄は惟賢の訴えを棄却して恵鎮の遺言にしたがってこれを恵澄につける安堵の繪旨の発給を求め、それには以下の五通が副えられていた。<sup>(38)</sup>これに一致するとみられるものを傍注で示すと以下のようである。

一通<sup>(一)</sup> 先師恵鎮和上置文案<sup>元応二年八月廿六日、付法相承次第条々見之、</sup>

- (一) 同附法状案<sup>貞和三年二月廿九日、道光上人可伝持弘通由事、</sup>
- (二) 同被附属道光上人状案<sup>同年七月十三日、</sup>
- (三) 同被附属円昭上人状案<sup>同四年六月十七日、</sup>
- (四) 同被附属円昭上人状案<sup>鎮西正法院住持時賜之、</sup>
- (五) 同被遣紹観大徳状案<sup>文和元年正月十七日、就円昭上人可伝進頂受戒由事、</sup>

右の五通分は具書案の冒頭五通分と合致する。この訴訟で、元応寺側は貞和五年(一三九九)に恵鎮の唯授一人の弟子として恵澄が元応寺の住持となっており、本尊・聖教類の継承が正当と訴えた。この事情は、延文二年二月日法勝寺衆僧等注進状によれば、恵鎮の逝去した場をめぐって、法勝寺側は法勝寺、元応寺側は元応寺と主張しており、恵鎮の常住物の所屬と関わっていた。<sup>(39)</sup>また、具書案にみえる道光上人は『溪風拾葉集』の作者光宗で、光宗は興円・恵鎮らと比叡山東塔別所の神蔵寺で修行し、興円開山の「元応寺血脈」に二世恵鎮を継ぎ三世とみえ、また元応寺興円の直弟子とされる僧だった。<sup>(40)</sup>この点からその付法の正統性を主張するものだった。紹観大徳への分も同様だった。

また、延文元年一〇月の元応寺衆僧陳状案には、昌景惟賢について以下のように見える。

昌景大徳、先師入滅以後、企上洛、於武家者、称法勝寺住持大勸進職相統之由、掠賜一行、於公家者、号門徒推拳、申下繪旨之条、以一事兩篇者歟、(傍線、筆者)

武家の「一行」と「繪旨」が延文四年正月二六日の記録所注進状にみえる昌景惟賢提出の「延文元年繪旨、同年武家一行」<sup>(41)</sup>に対応するだろう。これにより、前者は「六」で後光厳天皇繪旨、後者は幕府が法勝寺住持職と大勸進職を恵鎮の先例にならって安堵した「七」室町將軍家足利尊氏御判御教書となる。

筆者は、「六」を当初は崇光上皇院宣かと考えていた。奉者の洞院実夏が『尊卑分脈』に「延文元月日補院大別當」<sup>(42)</sup>とあり、森の指摘した後光厳天皇の文和元年(一三五二)から応安四年(一三七二)にいたる親

政期の論旨の奉者に洞院実夏がみえず、実夏は延文三年八月二八日に崇光上皇の院別当を解かれていたこと(46)から考えていた(47)。森は後光厳親政下の論旨は、藏人以外の公卿や弁官が奉じたものもあることを述べつつ、ほとんど弁官で同時に藏人を兼任しているケースが多いと指摘した(48)。権大納言洞院実夏は議定衆で、洞院公賢の『園太暦』には、延文元年二月一八日の議定始に二条良基・勸修寺経顯・中御門宣明らと出仕し、同年五月二六日に雑訴沙汰に参仕した。六月六日の雑訴沙汰は法勝寺恵鎮の謚号付与に関する件が議題だった。内容は以下のものである。

六日、天晴、今日雑訴沙汰云々、大納言参内、法勝寺前任住故恵鎮上人追号事、就先師興円和尚嘉模一門徒望申云々、許否可計申敷旨、去一日、実夏為奉行被尋問白并予御所存、今日、注出付実夏也、此事曾不被一、事々難申可在、大概注遣之也、

恵鎮の謚号免許が協議され、その際、洞院実夏は奉行として協議前に内容を計らっており、本件に関する担当奉行だった(50)。森は『師守記』貞治四年(一三六五)六月二日条の雑訴沙汰の記事から、職事は担当奉行として議定衆・伝奏・記録所寄人を招集し会議を行い、会議の開催を触れる論旨を發給したと指摘した(51)。実夏の場合、議定の目録の書き方を日野時光が公賢のもとに相談した内容が『園太暦』延文元年六月一日条にみえ、議定の目録は担当奉行の洞院実夏が書いていた(52)。実夏は奉行であり、また、「法流相承両門訴陳記」収録の元応寺側が作成した訴訟の記録には「去五月十七日、被致御沙汰之時、某訴既令露頭之間、被棄捐畢、其趣自上卿洞院家所被仰出也」とあり、実夏はこの訴訟の上卿として訴訟を沙汰していた。このことが論旨發給に実夏があたった事情かと推察している。

次に具書案の全体を検討すると、「一」から「五」は円昭を支持する元応寺衆僧の提出した具書案、「六」から「一〇」は「敵方所進奥書案」とあり法勝寺惟賢の正統性を主張するために提出した具書案となる。ま

た、具書案の筆跡は一筆であり、元応寺・法勝寺それぞれが提出した具書案を一括して写したもので、「六」には「敵方」と法勝寺側の具書を記しているのだから、「一」～「一〇」は一括して元応寺側が提出したものと推察できよう(54)。少ない事例ながら、青方文書には嘉元三年(二三〇五)の峯貞陳状案に峯氏と争った地頭代の白魚行覚の地頭峯氏宛の書状類一二通が具書として提出されている例もあり、あながち否定することもできないだろう。

そして、延文四年正月二六日の日野時光・柳原忠光・平行時・中原師茂・小槻量実・中原師守・坂上明宗が連署した記録所注進状によれば、①昌景惟賢が恵鎮正嫡を主張した素材の「昌景上人所帯」の貞和五年の「九」恵鎮書状案を「難資委附之文契哉」と退け、「円昭上人帯」する貞和三年の恵鎮付法状を「難被奇捐哉」として勝訴とした。

これに関して、「法流相承両門訴陳記」に記録所注進状とともに載せられている訴訟記録は、冒頭に「連々訴状陳弁答条々大概記之」とあって訴訟の概要を記したものとわかるが、文中に「貞和四年、遂唯授一人之職位等事、四年之言筆者誤也、上卿為証誠、被仰出畢」とあって上卿は「四」を証拠として不十分だと指摘している。記録所の審理に上卿が介入したわけである。これに関しては、『園太暦』延文四年四月五日条には、以下のような記載がみえる(傍線、筆者)。

五日、天晴、自内裏被下御書、両条有被仰下事、又雜熱事被尋仰、畏承了、  
抑恵鎮和上遺跡・戒法已下事、今日、被裁許円縁上人云々、去月廿六日議定群議了、

さらに同年三月二六日条には「東陵上人遺跡・円頓戒法事、有沙汰云々」とある。ここにも見える「円頓戒法事」が四月五日条の恵鎮遺跡の相承に関する議定を示すものとなる。

右の点から、法勝寺恵鎮遺跡の相論は、①延文四年二月五日の後光

嚴天皇繪旨にみる記録所での審議をうけた裁許、②同年四月五日の後光  
 嚴天皇からの再度の指示をうけた議定での再承認という二度の裁定があ  
 り、ともに円昭を勝訴としていた。「法流相承両門訴訟記」の訴訟記録  
 にみえる上卿は②と関わっていたとみてよからう。三月二十六日の議定衆  
 は、勸修寺経顯・四条隆蔭・葉室長光・洞院実夏・甘露寺藤長などであつ  
 た。恐らく、裁許の結果は同じであるから、上卿は洞院実夏だったと考  
 えられよう。

この点から、紙背文書に残る具書案全体は、延文四年二月の記録所  
 での審議による繪旨発給後、法勝寺側からの異議の申し立てをうけて、  
 元応寺側が法勝寺側から提出されていた文書を含めて提出した具書案  
 だったと想定されよう。

〔翻刻〕

〔一〕 惠鎮置文案（上13・12、下6・5）

定置 遺跡条々事、

一、元応寺住持職事、

道光上人為最初興行人數、但一人被相殘之上、对先師・祖師、被全  
 顯密戒受學、随而愚身又所學分、不殘底、剩黒谷「数代唯授一人之  
 法門、奉授」之畢、何况守大師入式之誠「文、被達籠山十二之懇懷」畢、  
 当寺住持職尤堪其器「用、仍顯密戒本尊・聖教等」悉付属之畢、衆僧、  
 且優先師「之冥慮、且守惠鎮之遺状、」一事以上不可被存異儀、其旨  
 既所經 奏聞也矣、

一、黒谷事 略之、

一、神蔵寺事 略之、

一、帝釈寺 略之、

以前四箇寺事、門流老僧「数輩被坐之上者、尤面々雖可」分配之、先  
 師和本望、云京「都根本之勅願所、云山上三ヶ」寺、但為一人管領、

以此人為「成和、且従其命、且任衆中之」大儀、各企止住、不可令斷  
 絶「師跡者也矣、」

一、門流聖教事、

物者為戒和上之計、撰器用「被授之、不可有散見之儀者也、」別者  
 云先師、云惠鎮、多年「隨カ」逐之由緒并給仕勞効之輩「多之中間、但、  
 従円・円昭・行覚」大徳等、密宗之志深重也云々、「可被計授矣、」  
 一、門流弘通事、

面々住無上道心、各々歎仏「破滅、自他成水乳之思、不可有」偏執確  
 論、先師在世僅八「十カ」年、惠鎮相統、又三四ヶ年、「如形、雖調顯密  
 三学行儀、」不及寺院興複之軌、則所恨「是深、衆僧尤可被察矣、」  
 一、社頭塔婆事、中間略之、

以前条々、所勞既及危急之「間、且隨思出、且依先師素意、」大概所  
 注置如斯、固守此旨、「雖経後々末代、不可違越者」准之者、以慈眼  
 照之、如影「形之擁護、不可疑之、若背之」者、以惡眼察之、現世・  
 後生御「難可謂勿論、仍置文之状如件、」

元応式季八月廿六日 住持沙門惠鎮判

〔二〕 惠鎮附属状案（上11、下4）

門流伝持弘通事、先年「比、申置道光上人畢、今又」無子細、彼上人二  
 期之後、守「顯密戒之相承、可令伝持」一流弘通者也、仍所定如件、  
 貞和三年二月廿九日

沙門惠鎮判

此状相共附法「状 可伝（）円昭上人而（）」

〔三〕 惠鎮附属状案（上11・10、下4・3）

伝信和尚御門流事、且「任カ」先師之遺命、且就當時之「尊宿、代々相承  
 本尊・顯密」戒聖教等并黒谷神蔵寺・「元応寺・法勝寺已下山洛」寺カ院、

諸国末寺等、悉以所奉」委附道光上人也、每事如愚」老進上之時、有御管領、」守故和尚之素意、致真諦・」俗諦之紹隆、可令專公家・」武家之護持賜候哉、凡」□尚御入滅已後、卅一夏令」管領畢、連々雖有愚存、」事与意自然令參差、逐年」序平時節次、令到來歟」之間、如此令申者也、尤可有御」信仰哉、仍附屬狀如件、」

貞和三年七月十三日 沙門惠鎮判

〔四〕惠鎮書狀案（上10、下3）

他事略之、

又此違例・寒熱、往来無」心元候而、興盛候ハ、待付事」候ハぬ事も候へく候、遺跡事」□而不及申候、道光上人与」御辺能様」可被談合候、」一切不可有異儀候哉、定被」心得候歟、門流不失墜之様」可被相計候、」

自余略之、故加判候、不普通候歟、比興く、

貞和四六月十七日 惠鎮判

正法院長老」

〔五〕惠鎮証狀案（上10、下3）

円頓戒家重授戒間」事、欲奉授之候、然而當時」物念難治候、期後年候」也、若令円寂候者、就円昭房」可被伝受候也、且其趣」置候也、以之可被擬相承」之論候、仍狀如件、」

文和元年十月十七日 沙門判

藥師寺上人御房」

〔六〕後光嚴天皇綸旨案（上9、下2）

敵方所進與書案」

法勝寺住持大勸進事、奏聞」□処、任先師惠鎮上人例、令上達」寺門可令致修造以下之興隆給」之由、被仰下之狀如件、」

九月 日 權大納言実夏  
昌景上人御房

追申」

住持進上分寺領事、」可有相違之由、同仰候也、」

〔七〕室町將軍家足利尊氏御判御教書案（上9、下2）

法勝寺住持并大勸進職事、」□統之由、承訖、早任先師之例、令」執務可被致祈禱精誠之狀」如件、」

延文元年卯月廿二日 御判

昌景上人御房」

〔八〕惠鎮定法勝寺規式案（上9・8、下2・1）

定 法勝寺僧中常住沙」□事、」

評定衆 每月三ヶ度」

文殊上座」

年預二人人数可隨時、出仕可隨時、遊營方指合可在之

造司出仕可隨時、子細可前 知事」

維那 「当住老僧 一人」

元心寺坊主」

右、毎月三ヶ度成集会、經」評定云、寺中之規式」□□務之」次第、有興隆之様、可有其沙汰」也、每事不□平、無違失体、深」住大慈悲心、隨大儀不思確」執、可被治定之、至理非之評」判者、各不論老若、不殘所存」可被述之、更以不可被存私曲、」且文殊上座御影向之上、一事」以上任照覽、以興隆利益之儀」可有沙汰者也、万一衆中有」判之子細時者、被相談方丈、可」被決之、是併為寺家未來」常住定置也、當時之向後堅」可被守之、各不可有自專違」乱之儀、仍狀如件、」

貞和四年九月 日

沙門判」

〔九〕 恵鎮書状案（上8・7、下1）

第二三度血脈令調進候、」於第三者預置候畢、愚老」三ヶ度血脈相共候て令納置」□論中候也、惣大事聖教等」一具ニ令納候、御要之時者可」

〔被カ〕 召候哉、今度無為御□」御宿習之至候歟、相構々々□」興（一）御等閑候哉、」謹言、」

貞和五八月十九日」

宝戒寺方丈」

〔一〇〕 某注進状案（上7・下欠）

注進 先師和上円寂、俊円」

本尊・聖教・道具以下」

おわりに

『年号勘者例』とその紙背文書について、以上、紹介し検討を加えておいた。『年号勘者例』は勘解由小路兼綱が『経光卿改元定記寛元宝治建長首尾完』の補完を意図して作成したものと考えた。その背景には、兼綱の延文改元での年号勘申は勘解由小路家としては五〇年を経ての登場で、勘申者とこれを判定する側の両方の立場にあった点がある。年号勘申の従来の家の立場が復興した上に、兼綱には判定する立場が新たに加わった。右の事情から、簡便な形で勘申者と年号案を参照できるマニュアルが家に必要になったのだろう。その書写時期は、他の「改元部類記」に康安二年（一一三六二）の書写本があり、その前後が目安となると思われる。一方、紙背文書は法勝寺恵鎮没後の元応寺の円昭恵澄と法勝寺の昌景惟賢による恵鎮遺跡の正統性を争う相論で朝廷に提出された具書案で、訴訟は延文四年（一一三六一）二月に記録所、同年四月の議定での二つの裁許

から考えて、議定の場に再提出された元応寺側の具書案と考えることができる。従って、具書案の廃棄は少なくとも延文四年以降と推定される。

兼綱が右の訴訟において紙背文書を手に入れる直接的関係は、現状のところ見つかからない。当時の兼綱は、延文四年（一一三五九）に権中納言を辞し貞治二（一一三六三）年に正三位となりやがて権大納言・大納言と昇進する時期にあたる<sup>(57)</sup>。法勝寺の訴訟が終了したのは延文四年四月で、後光厳天皇の室となった兼綱の娘は同三年に緒仁親王（後円融天皇）を生み権勢が高まっていた時期にあたる。その間、息仲光は貞治二年には記録所の職事蔵人だった<sup>(59)</sup>。仲光を介して入手した可能性もあろうが、この点は不明である。また、法勝寺恵鎮とその後継の問題は『太平記』制作過程に関する議論とも関わるが、これに近づく材料もあわせていない<sup>(61)</sup>。あわせて今後の検討としたい。

註

- 〔1〕 史料番号は『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』（国立歴史民俗博物館資料目録〔13〕、二〇一九年）の目録番号に「広橋」と付して記載した。
- 〔2〕 『公卿補任』では兼綱の子仲光に「広橋」とあり、『公卿補任』第三編七二七頁、新訂増補国史大系、『系図纂要』には孫兼宣に「号勘解由小路、又広橋」とある（『系図纂要』第四冊二九三頁、名著出版）。
- 〔3〕 森茂暁「北朝の政務運営」（『南北朝期公武関係史の研究』、文献出版一九八四年）、松永和浩「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」（『室町期公武関係と南北朝内乱』、吉川弘文館、二〇一三年）
- 〔4〕 仲子のことは『尊卑分脈』第二篇二五五頁（新訂増補国史大系、『系図纂要』第四冊二九三頁、「女院号部聚」（『大日本史料』第六篇四二二六八頁）。良子のことは『尊卑分脈』第三篇二五二頁。
- 〔5〕 喜多泰史「広橋家と広橋家資料」（前註〔1〕書）、『尊卑分脈』第二篇二五四頁、『系図纂要』第四冊二九二頁、『公卿補任』第二編七三八頁等。
- 〔6〕 改元の際の年号案と勘申者の概要は、森鷗外『元号通覧』（講談社学術文庫、二〇一九年）を参照して記し、心安の例は『愚管記』貞治六年六月二日条によって付加した（『大日本史料』六編二八、一〇八頁）。
- 〔7〕 『尊卑分脈』第二編二五三・二五四頁。

- (8) 個人的には、拙稿「建武政権期東大寺による東国所領獲得交渉―真福寺所蔵『八生一生得菩提事』紙背文書の翻刻と紹介―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年）で検討した法勝寺遺蹟への関心と連続するものである。
- (9) 袖には本来は外題を記した一紙があったかもしれない。
- (10) 「瑞度」は改元をさそうから、これは本書の通称の可能性がある。
- (11) 「元秘別録」は水上雅晴・石立善主編『日本漢學珍稀文獻集成 年號之部 第一冊』（上海社会科学院出版社、二〇一八年）に本文・解題が収録されている。
- (12) 「統群書類従」第一輯上。なお、同書所収の『元秘抄』の引用漢籍に重複や誤記が含まれる点は、水上雅晴の指摘がある（「難陳―朝廷における改元議論の実態―」水上雅晴編『年号と東アジア 改元の思想と文化』八木書店、二〇一九年）。「統群書類従」第一輯上収録の『元秘抄』等に記される改元記事と他の部類記等との対応関係は、石井行雄・猪野毅・近藤浩之「統群書類従 改元関係記事索引」（上記、水上編著）を参照されたい。
- (13) 『大日本史料』第五編二二、六一頁以下。本書も兼綱写本で（広橋一五八）、外題が「文暦一師光朝臣記」とあり「師光朝臣記」と確認されている（広橋註（一）前掲書三八頁）。
- (14) 菅原家に二系統の本があること背景はよくわからない。
- (15) 「広橋家旧蔵記録文書典籍類目録」のタイトルは「兼綱公讓状草 応安四年」。
- (16) 『大日本史料』第六編三三、三四九頁以下に翻刻されている。
- (17) 「広橋家領の構成と相続」（大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）
- (18) 松蘭斎「勸修寺流藤原氏」（『日記の家 吉川弘文館、一九九七年）、高田宗平「国立歴史民俗博物館所蔵『経光卿記 寛元 宝治 建長』影印、附・略解題」（前註（8）水上編著）。「尊卑分脈」には頼實に「勘解由小路、又号四辻」、異本に「四辻殿」、兼光は「姉小路殿」、資実は「号日野後帥」とみえる（「尊卑分脈」第二篇二五二頁）。
- (19) 「公卿補任」第二編六七〇頁。
- (20) 「尊卑分脈」第二篇二五二・三頁。撰関家の該当者は「尊卑分脈」第一篇七二～七八頁。
- (21) その後、広橋兼綱は鷹司家、兼宣は近衛良嗣・房嗣の家司、仲光は近衛道嗣の家司などと広橋家は近衛家の家司を勤めていた（井原今朝男「天皇の官僚制と室町殿・撰家の家司兼任体制―名家広橋・局務清原・内記菅原家を中心に―」（『室町廷臣社会論』、塙書房、二〇一四年）。鎌倉期の兼仲と近衛兼平らの家司としての活動は、遠藤珠紀「年中行事からみた家司―撰関家に仕える人々―」（中脇聖編『家司と呼ばれた人々』ミネルヴァ書房、二〇二〇年）参照。
- (22) 『改元部類記 暦応・貞治』など、兼綱が勘申者だった時期のものも含まれて
- (18) いる（広橋一六八）。
- (22) 「元秘別録」に載せられた兼綱の勘文はこの貞徳・文安のみである。
- (23) 「後深心院関白記」一・延文元年三月二八日条（大日本古記録）。
- (24) 史料纂集（統群書類従完成会）。以下、同じ。
- (25) 「歴代残闕日記」第一三卷（臨川書店）三六五頁。以下、これによる。
- (26) 「後深心院関白記」一
- (27) 「民経記」六・一四六頁等（大日本古記録）。
- (28) 森本角蔵「日本年号大観」（目黒書店、一九三三年）。延文改元以前に建徳が勘申された例は、「元秘別録」によると貞永改元で菅原資高、正応改元で藤原資宣、貞治改元で藤原時光の例がある（『日本漢學珍稀文獻集成 年號之部 第一冊』三八〇・五二一・五九五・七〇九頁）。
- (29) 「経光卿改元定記 寛元 宝治 建長」（国立歴史民俗博物館所蔵、『大日本史料』第五編二二（補遺）、一～四頁）。
- (30) 「岡屋関白記」（『大日本史料』第五編二九、二五六頁）。
- (31) 「園太暦」延文元年二月二六日条には、延文改元にあたっての兼綱の年号字に関する書状が収録され、新字は「父祖并他人曾未載勘文字事候」と述べ、「父祖勘進字二ハ、猶可載文安由存候」と述べており、日記の内容と相応していた（巻五、統群書類従完成会）。
- (32) 「園太暦」延文元年三月二八日条。ただし、近衛道嗣の「後深心院関白記」の同日条には実俊が支持した案は「文安・建安」を消して「正長・元宝」としている。
- (33) 「園太暦」延文元年三月二日条。恵鎮の活動・年譜と関連史料の所在について、小木曾千代子「恵鎮（円観）上人年譜稿」（長谷川端他編『太平記の成立』軍記文学研究叢書8、汲古書院、一九九八年）参照。恵鎮の政治的立場については、築地貴久が恵鎮の後醍醐方から北朝への転換を建武四年（一三三七）七月前後としている（「円観房恵鎮の北朝方への帰順時期について」『法政史学』七五、二〇一一年）。
- (34) 「五代国師自記」（『大日本史料』第六篇二〇、三八〇～三九二頁）。
- (35) 「大日本史料」第六篇二〇、八六九頁、および『大日本史料』第六篇二二、三五二～三六二頁。前者は抄出、以下、後者によって記す。
- (36) 「後光厳天皇親政」（『南北朝期公武関係史の研究』、文献出版、一九八四年）二二一～二二頁。
- (37) 「来迎寺文書」（『大日本史料』第六篇三二、三五一・二頁）。来迎寺については、『山城名勝志』の元応寺に関する説明に「東坂本来迎寺ノ記云、元応寺者後宇多ノ院ノ勅願トシテ元応年中ノ草創也、本尊薬師仏ハ開基伝信和尚ノ所刻也、然乱中寺院為烏有、後末寺来迎寺ニ本尊記録等被安置云云」とあり、また「親長卿記



- 云、彌元応寺坂本辺ニ住持移住云云」とある（『改定史籍集覽』第二二冊 七一・七二〇頁）。この記載から、来迎寺は元応寺の末寺で、応仁の乱で元応寺が荒廃した後に本尊・文書等を移管した寺であった。この点から、本論旨案は、本来は元応寺に伝来し、やがて来迎寺に移された文書だったと推察される。
- (38) 『大日本史料』第六篇二〇、八七一頁。これ以外に印信類など証拠文書があるが、これらは煩雑なために提出しなかったとある。
- (39) 延文二年二月日法勝寺衆僧等注進状（『大日本史料』第六篇二一、七六六頁）。
- (40) 田中貴子「光宗と『溪風拾葉集』」（『溪風拾葉集』の世界」、名古屋大学出版会、二〇〇三年）
- (41) 右の注進状には、光宗は恵鎮より早く死去（観応元年（一三五〇））とあり、密宗を道光のみに伝授したと主張する材料として提出し、道光の弟子で伊予等妙寺の静義上人については道光の直弟子と確認しつつ、延文元年九月八日の静義書状は法勝寺住持に昌景を承認する証拠として提出されていた（『大日本史料』第六篇二一、七六八〜七七〇頁）。
- (42) 『大日本史料』第六篇二〇、八七二頁、四〜五行目。
- (43) 『大日本史料』第六篇二二、三五二頁、九〜一〇行目。
- (44) 『尊卑分脈』第一篇一八八頁。
- (45) 森前掲（3）論文、一九四頁。
- (46) 『園太暦』によれば、観応三年（一三五二）の崇光上皇の院司補任の交名に院別当の執事に洞院実夏がみえ（延文二年三月二日条）、延文三年八月二八日には院別当は洞院実夏に代わり勤修寺経頭が補任されたとある（同日条）。
- (47) この間、光厳・光明法皇と崇光上皇は南朝側にとられ、文和三年（一三五四）三月二日から延文二年二月一七日まで河内金剛寺にあり（『薄草子口決』河内金剛寺所蔵、『大日本史料』第六篇一八、七四八頁）、光厳法皇・崇光上皇は同一八日に京都に帰還していた（『園太暦』巻六・三〇頁）。
- (48) 森前掲（3）論文、一九三頁。
- (49) 森前掲（3）論文、二〇四頁。
- (50) 『園太暦』には右の文につづいて、公賢の返答書、延文元年五月日付けの恵鎮遺弟等款状、嘉暦四年（一三三九）四月一七日付けの興円に伝信の謄号付与を行った際の後醍醐天皇諭旨が掲出されている（『鎌倉遺文』三〇五八六）。
- (51) 森前掲（3）論文、二二〇頁。
- (52) 実夏の議定目録執筆は、延文二年正月二七日の議定始でも同様だった（『園太暦』）。
- (53) 『大日本史料』第六篇二二、三五七頁。
- (54) 「法流相承両門訴陳記」収録の訴訟記録には、道光と恵鎮の関係をさかのぼって記述することはあっても（一）の元応の恵鎮置文以前の文書の引用はない。相論で直接に参照された文書で最も時期の早い文書は（二）だったと推察される。
- (55) 瀬野精一郎「地頭代より地頭への書状」（『日本歴史』二七八、一九七一年）、松浦党研究とその軌跡「青史出版、二〇一〇年）。吉原弘道は白魚氏と峯氏の相論の具書案について、峯氏側の文書を白魚氏が書写して、承久元年（一二一九）一月二日藤原道澄讓状案（『青方文書』、『鎌倉遺文』二五五七）の端書に「寄進之由掠申讓状事」と敵対側の文書を書き加えたものと指摘している（『青方文書の研究』、地域資料叢書3、服部英雄研究室、一九九九年、五七頁）。対決相手の文書にその旨を記し具書案とした点が共通する。
- (56) 『大日本史料』第六篇二二、三六五頁。
- (57) 兼綱は文和四年（一三五五）に正四位上・左大弁、延文二年（一三五九）に従三位、翌三年に権中納言、同四年に職を辞し、貞治二（一二六三）年に正三位、以後、権大納言・大納言を経て康暦三年九月四日には准大臣に任ぜられ、翌日に出家し同年一〇月一〇日に没した（『公卿補任』第二篇）。
- (58) 森前掲（3）論文、二〇四〜二〇七頁。
- (59) 『師守記』貞治二年二月二六日条。森前掲（3）論文、二二六〜二二〇頁。
- (60) 長谷川端は、恵鎮は貞治五年（一三四九）の数年前に直義に『太平記』を持参し、玄恵法印が傍にあるなかで『太平記』を読み、そのころ弟子惟賢に後事を託そうという心境にあったと記している（『太平記』の成立と作者像」長谷川端他編『太平記』の成立」軍記文学研究叢書8、汲古書院、一九九八年）。また、本論文で引用された法勝寺慶承書状には、横井清「永和三年の『太平記』関係史料の検討——法勝寺執事法眼慶承書状について」（『文学』一一二、二〇〇〇年、岩波書店）の検討がある。
- (61) 恵鎮の元徳年間の鎌倉下向、その後の帰洛に関わって道光上人光宗の事績について、「法流相承両門訴陳記」にはこの一件が「被擬附属道光上人之状者、為無要反古事」とあって、昌景惟賢側は強く鎌倉との関係を批判・否定していたことが知られる（『大日本史料』第六篇二二、三六二頁）。鎌倉末期の恵鎮とその門流の動きはタブー視された部分があったことがうかがわれる。
- （愛知学院大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
（二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年九月一五日常査終了）